くらしの情報　みしま

２０１３年１１月
No.１０２

健康食品送りつけ商法　新たな手口

「事業者から注文をした覚えのない商品を配達するという電話があった」、
「知らない事業者から商品が一方的に送りつけられてきた」・・・
　このような「送りつけ商法」に関する相談が引き続き寄せられています。

【事例１】

現金書留封筒を同封して健康食品を送りつけ、
支払うよう何度も電話があったり、電報を使って支払いを迫る。

【事例２】

「在宅していますか？」と知らない事業者から電話があった。「家にいる」と答えた。後日宅配便で届いた商品を開封すると、健康食品と現金書留封筒が同封されていた。健康食品を注文した覚えはない。

【事例３】

高齢者に複数の販売業者から健康食品が送りつけられている。

健康食品を返品したら、受取拒否された！？

届いた健康食品を、業者の了解のうえ返送したのに、業者が受け取り拒否し、
商品が消費者に戻ってきてしまうケースがあります。
「健康食品を送る」という電話を断ったのに送り付けてきた場合は、
ネガティブオプションに該当するので、２週間保管後に処分することもできます。

- **「受け取りません」と伝え、事業者名、住所、電話番号等を記録する。**
- **一度代金を払ってしまうと、その情報が同業者に伝わり、別業者から新たな商品が送り付けられることがある。**
- **代金を払ったり、商品を開封した場合でも、すぐに相談する。**
- **周囲の方へ　高齢者がトラブルにあっていないか見守りましょう。**

不審なハガキ届いていませんか？

数年前の全国的な「架空請求ハガキ」の相談が、また最近増加しています。

① タイトルが「〇〇勧告通知」や「紛争〇〇確認」などと、不安にさせる表現。
② 公的機関を思わせるところから届き、紛争問題の中立機関だと名乗る。
③ ハガキの内容は、

- **過去の契約につき販売業者が裁判所に訴状を提出したことを報告する。**
- **放置しておくと、給料・財産の差押えをする。**
- **個人情報を悪用する業者の手口もある。**
- **身に覚えがない場合であっても、連絡ください。**

などとあります。

相手に連絡せず、市役所に相談してください。
情報提供だけでも構いません。

消費者センターを名乗る人物に注意！

【　相談事例　】
訪問販売で、寝具を購入したことがある高齢者宅に、
消費者センターを名乗る人物が来て、
「被害を回復する」といい、お金を渡してしまったという。
領収書は渡されていない。　お金を取り返せるか。

【　対応　】
過去の契約情報が漏えいしていると思われます。
公的機関が「被害を回復する」などと言って、突然来訪することはありえません。
また領収書や契約書を受取っていないと、相手の連絡先が分からないので、
交渉もできず、警察に相談するしかありません。
他に「消費者管理センター」等公的機関を想像させる業者名を名乗ることがあります。

互換性があるという格安プリンターインク

家庭用プリンターが普及し、自宅で文章や写真を印刷する機会が増えました。一方、プリンターメーカーが推奨する「純正インク」が高額であることや、プリンターが古くなると、交換インクが手に入りづらいといったこともあり、安売りショップや格安通販サイトで、インクカートリッジや交換インクを購入する消費者が増えました。その結果、互換品を使用し「印刷の色味が異なる」「インクが漏れて、プリンターが使えない」などのトラブルも起きています。

● 事例　1

格安ショップで購入した「汎用性」とあるプリンターのインク。
印刷した写真の仕上がりが悪い。
プリンターメーカーは「プリンターの修理が必要だが、
原因は純正品以外のインクの利用によるものなので、
取扱説明書にあるとおり有償。」と言う。納得できない。

● 事例　2

通販サイトで「互換性」とある格安インクを
注文し代金を支払ったが、届かない。
電話を掛けたが誰も出ない。

解　説

- **購入前に純正品か否かをよく確認しましょう。総じて格安の場合、新品の純正品ではなく「リサイクル」、「再生品」、「互換」、「汎用」などの表示があることが多いようです。**
- **このような互換品は、カートリッジの形状こそプリンターに合わせてあるが、中に詰めてあるインクの量や質は、必ずしも純正品と同じではありません。**
- **互換品を使用してプリンターが故障や不具合を起こした場合は、無償修理等の保証期間であっても有償修理になるなど、メーカーによるサポートが受けられないことがほとんどです。**
- **そのリスクを踏まえた上で、価格との釣り合いも考慮し、選択するようにしましょう。購入前に記載事項をよく確認し、適切な商品を選択しましょう。**

健幸マイレージ対象事業

第38回　みしま生活展

主催：三島市消費者連絡協議会

テーマ

「学ぶことからはじめよう～自立した消費者に向けて～

平成２５年１１月２４日（日）　10：00 ～ 14：00

会場　　三島市民生涯学習センター　３階

知って安心！くらしの情報がたくさん

★　三島の学校給食を見てみよう

★　製品事故情報、あなたは大丈夫？

★　消費者団体発表　くらしの知恵はいかが？

★　ミックス古紙を入れよう！エコ袋講座

★　ゲームコーナーで遊ぼう！景品付き

※ ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

三島市民生涯学習センター　駐車場　は　利用できません。

商工会議所立体駐車場または三島駅南口東駐車場をご利用ください。

（駐車券は生涯学習センター３階受付で検印すると１時間無料）

※ マイバックをお持ちください。

いらないものは、きっぱり断りましょう！

契約する前に家族・知人に相談しましょう！

不安やお気づきの点がありましたらご相談下さい

相談は月曜日から金曜日・・午前９時から午後５時まで

発行・お問い合わせ　＊　三島市市役所

市民相談室　ＴＥＬ９８３－２６２１